

議案第 25 号

八幡浜市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市都市公園条例の一部を改正する条例

八幡浜市都市公園条例（平成 17 年条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で同表の改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを下線で示すように加える。

改正後	改正前
第 7 条の 2 （略） <u>（公園施設に関する制限等）</u> <u>第 7 条の 3 令第 8 条第 1 項の条例で定める一の</u> <u>都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の</u> <u>当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100</u> <u>分の 50 とする。</u>	第 7 条の 2 （略）

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

